本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（法律第一七号）（厚生労働省）

一　中小企業退職金共済法の一部改正関係

1　共済契約者が中小企業者でない事業主となったときの取扱い

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）は、中小企業者でない事業主となったとして退職金共済契約を解除された共済契約者が、確定拠出年金法に規定する企業型年金であって厚生労働省令で定める要件を備えているものの実施の通知をし、一定の期間内に当該解除された退職金共済契約の被共済者の同意を得て、解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額を、確定拠出年金法に規定する資産管理機関に引き渡すこととした。（第一七条第一項関係）

2　退職金等の支給に係る情報の提供

勤労者退職金共済機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならないこととした。（第一七条の二関係）

3　掛金納付月数の通算制度の拡充

㈠　被共済者の退職前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる申出に係る期間を、改正前の被共済者が退職した後二年以内であることから三年以内であることに延長することとした。（第一八条、第四六条第一項及び第五五条第一項関係）

㈡　勤労者退職金共済機構は、特定業種退職金共済制度間又は特定業種退職金共済制度と一般の中小企業退職金共済制度との間を移動した被共済者が掛金納付月数の通算を申し出た場合等は、当該被共済者に支給すべき退職金に相当する額の全額を、移動後の制度に係る勘定へ繰り入れなければならないこととした。（第四六条第一項及び第五五条第一項関係）

4　退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

㈠　退職金共済事業を廃止した団体であって厚生労働省令で定めるもの（以下「廃止団体」という。）と退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該事業主が申出をしたときは、勤労者退職金共済機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによって、当該事業主が退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付した掛金の総額等の範囲内の金額を受け入れることとした。（第三一条の二第一項関係）

㈡　勤労者退職金共済機構が、㈠の受入れをした場合において、当該受け入れた金額のうち政令で定める額については、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算することとした。（第三一条の二第二項関係）

5　特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件の緩和

特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間を、改正前の特定業種掛金納付月数が二四月以上であることから一二月以上であることに短縮することとした。（第四三条第一項関係）

6　資産運用委員会の設置等

㈠　勤労者退職金共済機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置くこととした。（第六九条の二第一項関係）

㈡　余裕金の運用に関する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならないこととするとともに、資産運用委員会の権限及び組織について所要の規定を設けることとした。（第六九条の二第二項～第四項及び第六九条の三関係）

㈢　資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとするとともに、欠格要件等について所要の規定を設けることとした。（第六九条の四関係）

7　業務上の余裕金の合同運用の実施

勤労者退職金共済機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができることとした。（第七七条第五項関係）

二　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係

1　検査権限の委任

厚生労働大臣は、独立行政法人福祉医療機構に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとし、内閣総理大臣は、その委任された権限を金融庁長官に委任することとした。（第二六条関係）

2　承継債権管理回収業務において回収した債権の定期的な国庫納付

独立行政法人福祉医療機構は、承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならないこととした。（附則第五条の二第六項関係）

三　独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正関係

独立行政法人労働政策研究・研修機構に、役員として、理事二人以内を置くことができることとした。（第六条関係）

四　独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正関係

1　題名及び法人の名称の変更

法律の題名を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「労働者健康安全機構」という。）に改称することとした。（題名及び第二条関係）

2　労働者健康安全機構の目的

労働者健康安全機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第三条関係）

3　理事数の変更

労働者健康安全機構に、役員として、理事五人以内を置くことができることとした。（第六条関係）

4　業務の範囲の変更

㈠　労働者健康安全機構は、従来の業務に加え、次の業務を行うこととした。（第一二条第一項関係）

(1)　事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。(2)に掲げるものを除く。）

(2)　化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。

(3)　(1)及び(2)に掲げる業務に係る成果を普及すること。

㈡　労働者健康安全機構は、㈠の業務のほか、労働安全衛生法の規定による労働災害の原因の調査及び当該調査に係る立入検査を行うこととした。（第一二条第二項関係）